

## 津市監査委員告示第1号

平成18年12月26日に提出のあった「旧芸濃町 前芸濃町長・横山雅宏と津職員栗本斉に関する措置請求の件」は、不適法な住民監査請求であると判断し、却下したので、これを公表する。

平成19年1月19日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所、氏名省略

#### 2 請求の内容

本件監査請求書、その添付された事実を証する書類の内容から、請求人の主張事実及び措置請求の要旨は、以下のとおりであると理解した。

芸濃町長横山雅宏氏（当時。以下「芸濃町長」という。）は、安芸土地開発公社（当時。以下「公社」という。）が開発した工業団地内に所在する企業（以下「A社」という。）の中華人民共和国上海市（以下「中国・上海」という。）内の工場の竣工式に出席するため、芸濃町総務課副参事兼課長補佐栗本斉氏（当時。以下「副参事」という。）を伴い、平成14年12月5日から同月9日までの間、中国・上海へ出張（以下「中国・上海出張」という。）した。

そして、同町長は、平成15年4月25日に同町長に対し、平成14年度芸濃町一般会計から、当該出張旅費（以下「本件旅費」という。）として3日分の日当1万5,300円を支出したが、当該出張の目的は、観光であったため、本件旅費の支出は、不当である。

さらに同町長は、A社のタイ王国バンコク（以下「タイ・バンコク」という。）内の工場の竣工式に出席するため、副参事を伴い、平成17年3月18日から同月22日までの間、タイ・バンコクへ出張（以下「タイ・バンコク出張」という。）したが、当該出張も観光目的であった。

そして、公社は、同町長らの観光目的である中国・上海出張及びタイ・バンコク出張に係る航空運賃及び宿泊代等として、総額65万3,200円の諸経費（以下「本件諸経費」という。）を不当に支出し、一方、同町長は、公

社の工業団地開発事業に係る債務約2億4,133万円を清算するため、平成17年3月15日に公社に対し、平成16年度芸濃町一般会計から、当該債務を補填（請求人が主張する「補填」とは、同町長が、公社の清算に伴い、公社が当該工業団地内に保有していた土地を購入するため、同月28日に公有財産購入費2億4,212万円を支出した行為であると理解し、以下、これを「本件公有財産購入費の支出」という。）したが、本件公有財産購入費の支出額には、事実上、公社による不当な本件諸経費の支出相当額が含まれており、したがって、本件公有財産購入費の支出額のうち、本件諸経費の支出相当額分については、不当に支出されたものである。

そこで、本件旅費の支出相当額1万5,300円及び本件公有財産購入費のうち、不当な支出相当額65万3,200円の合計額66万8,500円相当について、同町長であった横山雅宏氏、副参事であった栗本斉氏に対し、補填するよう求めることを請求する。

## 第2 請求の要件審査

### 1 結論

本件監査請求が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく適法な住民監査請求であるか否かについて、本件監査請求書、その添付された事実を証する書面等に基づき、審査したところ、本件監査請求は、同条第2項に定める監査請求期間を徒過してなされたものであると認めた。よって本件監査請求は、法の要件を欠く不適法な住民監査請求であると判断した。

### 2 理由

本件監査請求が監査請求期間を徒過してなされたものであると認めた理由は、以下のとおりである。

法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法又は不当な行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、それをいつまでも争いの対象となり得るものとしておくことは行政の法的安定性の要請から好ましくないものとして、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはすることができないと定めている。ただし、当該行為について、当該普通地方公共団体の住民が客観的にみて、その監査請求期間内に監査請求を行うことが不可能又は著しく困難な状況においても法的安定性の確保を貫くことは適当でないことから、同項ただし書は、そのような「正当な理由があるとき」は、例外として監査請求期間

を経過していても監査請求をすることができる」と定めている。

これらの要件を本件監査請求について判断すると、まず、同項本文が定める監査請求期間について、本件旅費の支出のあった日は、平成15年4月25日であり、本件公有財産購入費の支出のあった日は、平成17年3月28日であることから、本件監査請求は、これらの支出のあった日から、それぞれ、1年を経過してなされたものと認められる。

次に監査請求期間内に監査請求することができないことに「正当な理由」があるか否かについてみると、請求人は、「芸濃町では、公社は情報公開制度の対象外となっていたが、市町村合併を機会に、平成18年1月20日に公社に係る情報公開請求を行い、その結果、芸濃町民には隠されていた不当な公金の支出の新事実が判明した」旨主張する。

しかるに、請求人は、同町の住民であった当時、芸濃町監査委員（当時）に対し、平成16年7月20日付けで、本件旅費及び本件諸経費（中国・上海出張分）の支出は不当であるなどとして、芸濃町長の中国・上海出張に係る質疑、答弁内容が記録された平成14年12月芸濃町議会定例会会議録の一部の写しを添付の上、「監査措置請求書」を提出し、さらに請求人は、平成17年8月17日付けで、本件諸経費（タイ・バンコク出張分）の支出及び当該支出に係る本件公有財産購入費の支出は不当であるなどとして、本件公有財産購入費の支出に係る記事を掲載した「芸濃町議会だより 第15号」（平成17年5月1日付け芸濃町議会発行）の一部の写し及び同町長らのタイ・バンコク出張に係る書類の写し等を添付の上、「監査措置請求書」を提出している。そして、本件監査請求において請求人は、公社による本件諸経費の支出額が65万3,200円相当であったことを「新事実」とであると主張しているが、当該事実は、これら当時の監査請求の要旨を補足する程度のものであることから、これをもって「正当な理由があるとき」に該当するとは認めることはできず、請求人の主張は、採用することができない。

以上